

第2期隠岐の島町総合保健福祉計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名称

第2期隠岐の島町総合保健福祉計画策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、平成28年度に策定した隠岐の島町総合保健福祉計画（計画期間：平成28年度～令和7年度）が令和7年度をもって計画期間を終了することから、現計画の最終評価及び令和8年度を始期とする「第2期隠岐の島町総合保健福祉計画（以下『第2期計画』という）」を作成するにあたり、関係法、国や県が示す各種指針等を踏まえ、庁内作成部会、外部関係機関を招集して行う検討委員会の開催支援を行うほか、パブリックコメントの実施支援等、この計画策定支援に関する業務を委託する。

3. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

4. 契約上限額

6,400,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5. 委託業務の内容

①健康増進法に基づく保健にかかわる計画（健康おきのしま21、食育基本法に基づく食育推進計画を包含）、②社会福祉法に基づく福祉にかかわる計画（地域福祉計画、再犯防止推進法に基づく再犯防止推進計画を包含）、③老人福祉法に基づく計画（高齢者福祉計画）、④障害者基本法に基づく計画（障がい者計画）、⑤自殺対策基本法に基づく計画（自死対策計画）、⑥成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく計画（成年後見制度利用促進基本計画）を策定し、総合的な保健福祉計画とする（包含する個別計画と根拠法の一覧は別紙のとおり）。

本計画は、3月議会で議決の必要があることから素案作成は12月議会までに完了する必要がある。なお、業務内容は、計画に必要な事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案により、内容の変更又は追加を求める場合がある。

（1）現状把握・分析

① 基礎データ及び現行計画の評価等の整理

統計資料や関連調査の結果、国・県の方針等から、本町の上記各計画に関する現状や評価等を整理する。

② 問題点・課題の整理

基礎データ及び現行計画の評価等の結果から、計画の領域別の課題を抽出する。

（2）計画の作成

① 計画の構成等の検討、設定

第2期計画に包含する各計画に必要な事項を整理した上で、第2期計画の全体構成について検討、設定する。

② 基本方針・目標等の検討、設定

現状及び課題等を踏まえ、本町の保健・福祉政策を進めていく上での基本方針・目標を検討、設定する。

③ 取組施策の体系化

基本方針・目標を踏まえ、今後取り組んでいく保健・福祉施策を体系化する。

④ 計画書とりまとめ

上記で検討、設定した内容に加え、計画の推進体制等について検討を行い、第2期計画の計画書としてとりまとめる。

計画のとりまとめにあたっては、素案を作成した後、パブリックコメントによる町民意見の聴取及び庁内作成部会、検討委員会での検討の結果を踏まえた修正を行い、確定計画としてとりまとめるものとする。

(3) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施にあたり、必要な資料を作成するとともに、出された意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(4) 会議の運営支援

下記の会議について、運営を補佐する。その他、計画策定を円滑かつ効果的に進めるため、適宜打合せ等を行う。

① 庁内作成部会（2回程度）

② 検討委員会（3回程度）

各会議において、全体スケジュールの工程管理を行い、必要な協議事項の設定を行うとともに、会議内容に応じた資料提供を行う。

(5) 成果品

① 第2期計画にかかる電子データ（CD-R等）----- 1式

※その他、必要又は有効で、実施が可能である支援がある場合は提案すること。

6. 業務の執行体制（適正な人員の配置）の確保

(1) 募集する事業者等（受託者）

受託者は、第2期計画策定支援業務を行うことのできる事業者等とし、過去に島根県内の市町村において官公庁発注の保健・福祉に関する計画策定業務の委託完了実績を複数有するものであること。

(2) 業務に応じた人員配置

受託者は、この委託業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

7. 業務実施の留意事項

(1) 隠岐の島町との調整

① 定期的な打合せ

受託者は、業務の遂行にあたり、隠岐の島町と定期的な打合せを行うものとする。

② その他の調整

受託者は、業務の実施に際し、隠岐の島町の要請に速やかに対応するものとする。

(2) 成果の帰属及び秘密保持

① 本業務により得られた成果は、原則として隠岐の島町に帰属する。

② 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者から隠岐の島町に提出された企画提案書等は、本業務における受託者の選定以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が隠岐の島町から受領又は閲覧した資料等は、隠岐の島町への了解無く公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た隠岐の島町等の業務上の秘密を保持しなければならない。

エ 本業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律の規定を順守し、対象者の個人情報保護に万全を期すこと。

(3) 再委託

受託者は、原則として業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ない事由により業務の一部において再委託を行う場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、隠岐の島町の承諾を得なければならない。

(4) その他の事項

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または、執行上の疑義が生じた場合は、隠岐の島町と協議して定める。